

欧米の個人情報保護規制におけるこどもの保護 の最新動向と日本への示唆

森・濱田松本法律事務所 パートナー
慶應義塾大学大学院法学研究科特任教授（非常勤）
弁護士・ニューヨーク州弁護士 田中 浩之

Lawyer profile



田中 浩之

Hiroyuki Tanaka

パートナー

第二東京弁護士会所属

米国ニューヨーク州弁護士会所属

TEL: 03-6266-8597

hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

■ 主要な取扱分野

個人情報（個人情報保護法の平時・有事対応及びグローバルデータ保護法案等）、知的財産、ITを3本柱とする

■ 著作・論文

- ・『AIプロファイリングの法律問題 AI時代の個人情報・プライバシー』（商事法務、2023年、共著）
- ・『ゼロからわかる生成AI法律入門』（朝日新聞出版、2023年、共著）
- ・『ChatGPTの法律』（中央経済社、2023年、共著）
- ・『60分でわかる！改正個人情報保護法 超入門』（技術評論社、2022年、共著）
- ・「対話で学ぶ 知らなきゃ困る グローバル個人情報保護規制」（会社法務A2Zで連載中、共著）
- ・『実務担当者のための欧州データコンプライアンス～GDPRからeプライバシー規則まで』（商事 法務、2019年、共著）
- ・『システム開発訴訟[第2版]』（中央経済社、2022年、共著）
- ・『ビジネス法体系 知的財産法』（第一法規、2018年）等多数

■ 講演

- ・「ChatGPTを含む生成系（ジェネレーティブ）AI活用の法務実務～利用態様別の整理～」(2023年)
- ・『アドテクノロジーの導入及び第三者提供を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～最新改正と近時の解釈動向を踏まえて～』（2023年）
- ・『グローバル（欧米・中国・アジア主要国等）データ保護規制の要点比較と最新実務対応』（2023年） 等多数

■ 経歴

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了、ニューヨーク大学ロースクール修了

Clayton Utz法律事務所 シドニーオフィスで執務（2013年～2014年）

■ 主な活動

慶應義塾大学大学院 法学研究科 特任教授（非常勤）（2023年～現在）

慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート サイバーフィジカル・サステナビリティ・センター 構成員（2023年～現在）

AI法研究会 生成AI部会長（2023年～現在）

一般社団法人日本DPO協会顧問（2019年～現在）

■ 受賞歴等

- ・日本経済新聞社による「企業法務・弁護士調査」の2019年に活躍した弁護士ランキングにおいて、データ関連分野で企業が選ぶ弁護士第5位に選出
- ・Who's Who Legal: Japan でDataでRecommendedに選出
- ・asialaw PROFILESの“Asialaw Leading Lawyers”で知的財産の分野でNotable practitionerに選出
- ・The Best Lawyers in Japan™ (2024 edition)でPrivacy and Data Security Law 及びTechnology Lawの分野で選出
- ・日本経済新聞社による2022年の「企業法務税務・弁護士調査」の、2022年に活躍した弁護士ランキングにおいて、知財分野において選出



1.

はじめに

本日のテーマについての導入①

- グローバルの個人情報保護規制において、子どもの保護は近時、益々、重要なテーマとなっている。ユニセフは、2021年5月に、“[The Case for Better Governance of Children’s Data: A Manifesto What does a better model of data governance for children look like?](#)” を公表しているが、その基礎となるのは、子どもの最善の利益（3条）や子どものプライバシー権（16条）等について定め、日本も批准している、[子どもの権利条約](#) である。
- OECDは、[Recommendation of the Council on Children in the Digital Environment](#)（2012.2.16作成、2021.5.31改訂）及びこれに基づく[OECD GUIDELINES FOR DIGITAL SERVICE PROVIDERS](#)（2021.4.13）を公表している
- 「こども」「子供」「子ども」？
 - － 「こども」とは、「[心身の発達の過程にある者](#)」をいう（こども基本法2条1項）
 - こども家庭庁「[こども基本法とは？](#)」（5頁）
 - ✓ Q.「こども」とは、何歳までのことですか？ A.こども基本法では、**18歳や20歳**といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の高成長の過程にある人を「こども」としています。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます
 - － 2023.9.15 こども家庭庁設立準備室の各府省庁「[『こども』表記の推奨について（依頼）](#)」
- 本日の講演のベースとなる論文：2022年10月15日NBL1228号 拙考「欧米の個人情報保護規制における子供の保護の最新動向と日本への示唆～UK Children’s Codeを中心に～」

本日のテーマについての導入②

- 上記論文公表直後の報道：2022年10月24日日経新聞朝刊15面「[子どもデータ、保護規制に差 欧米・アジア厳しく、日本企業にリスク メタなど高額制裁金も](#)」
- 教育や福祉の現場における活用についての最近の報道：朝日新聞デジタルの特集2023年9月（全11回）「[データで子どもは『見える』のか 活用の最前線と課題](#)」
- 個人情報保護委員会が2023年11月15日開催の個人情報保護委員会の資料として公表した「[個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討](#)」においても、施行状況に係る委員会における主な意見で、「諸外国の議論の動向も考慮しつつ、**子ども**の權益の保護の在り方を検討すべき」とされている。また、検討の視点の例でも、「個人情報を取り扱う様々なサービス等が生まれる中、個人の権利利益の保護の観点から、本人の関与の在り方を検討すべきではないか。その際、その年齢及び発達の程度に応じた配慮が必要な**子ども**等の関与の在り方はどうあるべきか、併せて検討すべきではないか。」というものが挙げられている

2.

米国法について

米国連邦法COPPAの概要

- COPPA = Children's Online Privacy Protection Act of 1998
- 適用対象事業者：13歳未満の子ども向けウェブサイトの運営者・オンラインサービス提供者、13歳未満の子どもから個人情報を取得していることを現実に認識しているウェブサイト運営者・オンラインサービス提供者
- 適用対象となる個人情報は以下（規則 § 312.2）
 - (1)氏名(2)自宅その他の物理的な住所（通りの名前や市町の名前を含む）(3)オンラインコンタクト情報(4)オンラインコンタクト情報として機能するスクリーンネーム/ユーザネーム(5)電話番号(6)ソーシャルセキュリティナンバー(7)継続的に、他のウェブサイトやオンラインサービスを通じてユーザを認識することができる永続的な識別子(8)子どもの肖像又は音声を含む写真、ビデオ、音声ファイル(9)通りの名前や市町の名前を識別するのに十分な位置情報(10)子どもまたは子どもの親に関する情報であって、事業者が子どもからオンラインで収集するものであって、上記の各情報と組み合わせるもの
- COPPAの適用がある事業者は、どんな情報を子どもから収集して利用するか、事業者の情報についての開示のプラクティスについての通知をウェブサイト上のプライバシーポリシー等でしなければならない。また、子どもからの個人情報取得の前に、あらかじめ、親から**検証可能な同意**を取得しなければならない。さらに、子どもがアクティビティ（ゲームや懸賞等）に参加するための条件として、必要となる以上の情報を取得してはならない（規則 § 312.4~312.7）
- 一定の一回的な情報利用についての適用除外等も存在（規則 § 312.5(c)(3)）
- COPPA規則では、事業者は、オンラインで子どもから収集した個人情報を、その情報が収集された**目的を果たすために合理的に必要な期間**のみ保持するものとする（規則 § 312.10）
- COPPAに違反した場合には、**FTC法 5 条**違反により執行される可能性がある

COPPA主要執行事例紹介①

● Amazonに対する執行事例（2023年7月19日）

- FTCは、Amazonの音声アシスタントサービス「Alexa」に関するCOPPA、COPPA規則）およびFTC法違反の疑いを解決するための和解の一環として、差止命令および**2500万ドル**の支払いに合意したことを[発表](#)
- Amazonは子どもの音声記録をデフォルトで**無期限に保持**しており、これらの記録は収集された目的を果たすために合理的に必要な期間のみ保持するというCOPPAの要件に違反している
- Amazonは、アレクサ・ユーザーのジオロケーション情報と音声録音等の処理に関して、**欺瞞的な説明**をし、**ユーザーの削除要求に応じず**、そのことを消費者に通知しなかった場合もあるなど、不公正なプライバシー慣行を行ったとしている
- Amazonは以下を義務づけられた
 - ✓ 親からの要請がない限り、**非アクティブ**な子どものプロフィール（**18ヵ月間**使用されていないプロフィール）を特定し、削除すること
 - ✓ 子どもの音声情報を含むジオロケーション情報や音声情報の保持、アクセス、削除について虚偽の説明をしないこと、ジオロケーション情報、音声情報、子どもの個人情報それぞれのそれぞれについて、**ユーザーまたは親の要求があれば削除**すること
 - ✓ 消費者に対し、アレクサアプリのジオロケーション情報と音声情報に関する保持と削除の慣行に関する**情報開示**を行うこと

COPPA主要執行事例紹介②

● Epic Gamesに対する執行事例（2022年12月19日）

- FTCは、人気ビデオゲームFortniteの開発元であるEpic Games, Inc.が、**COPPAに違反し**、ダークパターンと呼ばれるデザイントリックを展開して数百万人のプレイヤーを騙して意図せず購入させたという疑惑について、総額**5億2千万ドル**を支払う和解をした
- 内訳は、**COPPA違反分：2億7500万ドル**、ダークパターン分：**2億4500万ドル**
- Epicは、子ども向けオンラインサービスであるFortniteをプレイした**13歳未満**の子どもから、両親に通知せず、両親の検証可能な同意を得ずに個人情報を収集したことにより、**COPPAに違反した**
- Epicは、**子どもや10代の若者向けにリアルタイムの音声およびテキストチャット通信をデフォルトで有効**にすることで、**FTC法5条**の不正な行為の禁止に違反した
- 子どもや十代の若者たちは、Fortniteをプレイしている間に、いじめ、脅迫、嫌がらせを受け、自殺などの危険で心理的トラウマになるような問題にさらされた
- Epicは、ユーザーが**13歳以上**であることを中立的な年齢確認手段により確認した場合又は親の検証可能な同意を取得した場合を除き、**COOPAに違反して過去に取得したユーザーの全ての個人情報**を削除しなければならない
- Epicは、子どもや10代の若者のための強力なプライバシー初期設定を採用し、音声およびテキスト通信がデフォルトでオフになるようにすることを要求されることになる

COPPA主要執行事例紹介③

● Musical.ly（現TikTok）に対する執行事例（2019年2月27日）

- 動画投稿アプリであるMusical.lyの**COPPA**違反を認定し、FTC法5条に基づき執行
- **570万米ドル**の支払いを命じ、かつ、**13歳未満**が投稿した動画の非公開化を義務付ける同意命令
- Musical.lyは、多数の**13歳未満**の子どもが動画投稿アプリを利用して動画（音楽にあわせるリップシンク動画）を投稿していることを十分認識しつつ、親の同意を得ていなかった
- **2億人以上**が全世界で同社のアプリをダウンロードしており、**6,500万**アカウントが米国のものであった
- ユーザー設定上、デフォルトでユーザーのユーザーネーム、プロフィール、写真、動画等は公開設定とされていた。なお、承認されたユーザーのみに閲覧させる設定は可能だったが、その場合も、ユーザーのプロフィールとプロフィール写真は公開のままとなり、ダイレクトメッセージ送信が可能であった

COPPA主要執行事例紹介④

● YouTube / Googleに対する執行事例（2019年9月4日）

- YouTubeと親会社のGoogleの**COPPA**違反を認定し、FTC法5条に基づき執行
- **合計1.7億米ドル**の支払いを命じ、かつ、子ども向けコンテンツの**COPPA**遵守義務をチャンネルオーナーに通知した上で、チャンネルオーナーを管理する従業員に対し**COPPA**についての毎年のトレーニングを行うこと等を義務づける同意命令
- YouTubeが親への告知と親からの同意の取得をしないまま、子ども向けチャンネルの視聴者である子どもからターゲット広告のために個人のインターネット上の行動履歴を追跡するためのオンライン識別子（個人データ）を取得し、チャンネル視聴者へのターゲティング広告で数百万ドルを得たとした

米国連邦法の最近の動き①

● ADPPA法案

- ✓ 米国連邦包括的個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act (**ADPPA**) **法案**にも子どもの保護に関する条文があり、連邦議会下院の委員会において、連邦議会下院での審議に付されることとなったが、下院での審議は進まないままに、会期終了
- ✓ 同法案は子どもの保護に関して、17歳未満の未成年者であると認識している者の個人情報を機微データとし（2条(28)(xiii)）、処理できる目的を制限（102条(2)）
- ✓ 同法案は、17歳未満の未成年者であると認識している者について、ターゲティング広告と当該個人の個人データの第三者提供を禁止（205条）
- ✓ さらに、同法案は、18歳未満の未成年者については、仲裁合意・集団訴訟免除合意を無効としている（403条(b)）。なお、406条でCOPPAは維持されることを明記

● バイデン大統領の一般教書演説（2023.2.8）

バイデン大統領の一般教書演説でも子どもの個人情報についての規制の必要性が語られた

米国連邦法の最近の動き②

- **COPPA2.0 (Children and Teens' Online Privacy Protection Act)** : COPPAの強化をする法律案
 - 過去に117th Congressでは、[S.1628](#) の上院の審議対象とされていたが成立前に会期終了を迎えた。
 - 現在の118th Congressでは、[S.1418](#) として再び上院の審議対象とされているが成立可能性は低いと思われる
- **KOSA(Kids Online Safety Act)** : プライバシーに特化したものではないが、子どものプライバシーの保護にも関係する法律案
 - 過去に117th Congressでは、[S.3663](#) の上院の審議対象とされていたが成立前に会期終了を迎えた（総務省解説資料の[リンク](#)）
 - 現在の118th Congressでは、[S.1409](#) として再び上院の審議対象とされているが成立可能性は低いと思われる

米国連邦法の最近の動き③

● COPPAの規則修正案

- FTCは、2023年12月20日にCOPPA規則の修正案を[提案](#)しており、パブコメ手続に付している
- ポイント
- ✓ **個人情報**の定義へのバイオメトリクス識別子の追加
- ✓ **ターゲット広告に対する個別のオプトインの要求**：COPPAの対象となるウェブサイトやオンラインサービスの運営者は、第三者広告主を含む第三者に情報を開示する場合、ウェブサイトやオンラインサービスの性質上不可欠でない限り、検証可能な保護者の同意を**別途**得る必要がある。
- ✓ 個人情報の収集を条件とする活動への参加に対する現行規則の禁止の強化：ゲームや賞品の提供、その他の活動に子どもが参加するために**合理的に必要な以上の個人情報を収集することを全面的に禁止**する
- ✓ **子どもにオンラインに留まるよう促すことの制限**：事業者は、COPPAの複数の連絡先や内部運営のサポート例外の下で収集されたオンライン連絡先情報や永続的識別子を使用して、子どもたちに**プッシュ通知を送り、サービスの利用を促したり**することを禁止／子どもから収集した個人情報を、サービスの利用を促したり、奨励するために使用する事業者は、COPPAが要求する直接通知やオンライン通知において、そのような使用のフラグを立てることが要求される。
- ✓ セーフハーバー・プログラムの説明責任の強化
- ✓ データセキュリティ要件の強化
- ✓ **データ保持の制限**：個人情報の保持を、収集された特定の目的を果たすために必要な期間のみとすることを認める。事業者が保持された情報を二次的な目的に使用することも禁止し、事業者が情報を無期限に保持することはできないと明記。事業者に対し、子どもの個人情報に関する書面による**データ保持方針**を定め、公表することを義務付け

米国州法におけるこどもの保護①

● カリフォルニア州法

- ✓ CCPA上も、**16歳**未満の未成年者について、販売・共有がオプトアウトではなく、本人のオプトインとなり、**13歳**未満の場合は、親権者のオプトインに
- ✓ **カリフォルニア州**では、**英国Children's Code**をベースとした、**California Age-Appropriate Design Code Act (AB 2273)** が2022年8月30日に成立（企業の義務を定める1798.99.31.は、**2024年7月1日**に施行とされている）（内容は後述）→もっとも、[NetChoice v. Bonta](#)において、同法が**表現の自由**を定める米国憲法修正第1条に違反しているものとして、The United States District Court for the Northern District of Californiaで、法律の執行停止を認める仮差止命令が出ている

● アーカンソー州法・ユタ州法

- ✓ アーカンソー州では、ソーシャルメディア企業に**18歳**未満の者のアカウント作成前の厳格な年齢確認を求める法律が2023年4月13日に成立しており、2023年9月1日に施行予定であった→もっとも、[NetChoice v. Griffin](#)において、同法が**表現の自由**を定める米国憲法修正第1条に違反しているものとして、The U.S. District Court for the Western District of Arkansasで、法律の執行停止を認める仮差止命令が出ている
- ✓ [NetChoice v. Reyes](#)において、同様のユタ州法についてもthe U.S. District Court for the District of Utah—Salt Lake Divisionに同法が**表現の自由**を定める米国憲法修正第1条に違反しているものとして、法律の執行停止を求める仮差止命令の申立てが行われている

米国州法におけるこどもの保護②

● その他の米国州法について

- ✓ 米国コネチカット州法の改正で、**18歳**未満の消費者についての追加の義務が導入され、一部は、**2024年7月1日**、残りは、**2024年10月1日**から施行
- ✓ 米国ニュージャージー州法（**2024年1月16日に成立、2025年1月15日から施行予定**）で**13歳**未満の個人情報**はセンシティブ情報で同意必要**。**13歳から16歳**の未成年者の個人情報の販売・ターゲティング広告について、**オプトイン同意が必要**
- ✓ フロリダ州法では、**18歳**未満の子どもが主にアクセスする可能性が高い オンラインサービス、製品、ゲーム、または機能を提供するオンラインプラットフォームについての義務を定める（**2024年7月1日**から施行予定。なお、子ども関係の定めは、限られた大規模テクノロジー企業以外にも適用されスコープは広い）
 - オンラインプラットフォームが、その処理が子どもに実質的な危害またはプライバシーリスクをもたらす可能性があることを実際に知っているか、故意に無視する場合、子どもの個人情報を処理することは禁止
 - 子どものプロファイリング・ジオロケーションデータの処理の制限
 - データ最小化・ダークパターンの禁止 等
 - 子どもの個人データを処理するには、(1) **13歳以上18歳未満**の既知の**子どもによる**当該処理の**積極的承認**、または (2) **13歳未満**の既知の子どもに対する**COPPA**の通知および同意要件の遵守のいずれかが必要

3.

欧州（英国を含む）について

欧州の状況

● GDPRと子どもの保護

- 欧州では、統一的なデータ保護規制として、GDPR が存在しており、これに加えて各国法が存在している。英国は、EUを離脱しているが、GDPRを英国法として取込んだUK GDPR と Data Protection Act 2018が存在（本講演では、UKGDPRについてもGDPRと一体として論じる）
- 子どもは、脆弱なデータ主体であり、GDPRの前文38は、子どもに対する特別な保護の必要性に言及し、GDPR12条1項は、透明性の原則を定めるなかで、「特に、子どもに対して格別に対処する情報提供のために、適切な措置を講じる」としている。GDPR57条1項(b)は、各国当局は、「とりわけ、子ども向けの活動に格別の注意を払わなければならない」としている。
- また、GDPR8条1項は、子どもに対する直接的な情報社会サービスの提供との関係において個人データの処理の法的根拠として「同意」(GDPR6条1項(a))に依拠する場合に子どもが自ら同意できる年齢について、16歳以上としつつ、加盟国法では、13歳を下回らない限りより低い年齢を定めることができるとしている。なお、GDPRでは、同意は個人データの処理の法的根拠の一つに過ぎず、あくまで同意により個人データの処理をする場合にのみ同意年齢が問題となる。
- 欧州では、子どもの保護に関する関心は高く、各国当局は、既に、子どもの保護のための様々なルールを定めている。本セミナーでは、代表的な英国のChildren's Code (Age appropriate design code) を中心に紹介
- その他の国の当局も子どものプライバシーに関する考え方を示している。特に、注目されるのは、アイルランドのデータ保護委員会（DPC）が2021年12月17日に公表し、既に効力が生じている“[Children Front and Centre: Fundamentals for a Child-Oriented Approach to Data Processing](#)”である。情報社会サービスだけに焦点を当てていてわけではないという点で、UK Children's Codeよりもやや適用範囲が広範であり、UK Children's Codeと同等の14の基本的事項を定めた長文の文書となっている
- 他にも、[フランス](#)・[オランダ](#)・[スウェーデン](#) 等も子どものプライバシーに関する考え方を示している。

英国のChildren's Code①

● 概要

- 英国の[Children's Code \(Age appropriate design code\)](#) には、オンラインサービスが遵守すべき15の基準が含まれる
- Children's Codeは、法律ではないが、Data Protection Act 2018の123条に基づき定められた、UK GDPRが情報社会サービスを利用する子どもにどのように適用されるかについて定める実務規範である
- 18歳未満の子どもがアクセスする可能性が高い情報社会サービス（通常、報酬を得て、遠隔地で、電子的手段により、サービスを受ける人の個別の要求に応じて提供されるサービス）に適用される。ターゲット層でなくても、子どもがサービスにアクセスする可能性が高い場合は、Children's Codeを検討する必要があるため、殆どの営利目的のオンラインサービスがこれに当たり得る
- 英国に拠点を置く企業と、英国の子どもの個人データを処理する英国以外の企業に適用される
- ICOは、15の基準に対応する[セルフリスクアセスメントツール](#)を公表しており、企業が子どものプライバシー保護について自社の状況を評価するにあたり有益である。

英国のChildren's Code②

● 15の基準 (1)

1. 子どもの最善の利益のために:子どもがアクセスする可能性のあるオンラインサービスを設計・開発する際には、子どもの最善の利益を第一に考慮する必要がある
2. **DPIA（データ保護影響評価）** : DPIAを実施して、データ処理に起因する、サービスにアクセスする可能性のある子どもの権利と自由に対するリスクを評価し、緩和する。年齢、能力、発達上のニーズの違いを考慮し、本規範に準拠してDPIAを実施（ICOから、DPIAのサンプル①オンラインリテール②コネクティッドトイ③アプリ／ゲームが[公表](#)されている）
3. 年齢に応じた適用:個々のユーザーの年齢を認識するためにリスクベースのアプローチを取り、このコードの基準を子どものユーザーに効果的に適用することを保証する。データ処理から生じる子どもの権利と自由に対するリスクに適したレベルの確実性をもって年齢を確定するか、代わりにこのコードの基準をすべてのユーザーに適用する（なお、Children's Code用いられている5つの年齢区分は、後述の表のとおりであり、詳細は附属書Bで定められている）
4. 透明性:ユーザーに提供するプライバシー情報、およびその他の公表された規約、ポリシー、コミュニティ・スタンドは、簡潔で目立つように、**子どもの年齢に適した明確な言葉**でなければならない。個人情報の使用方法について、使用が有効になった時点で、具体的かつ一口サイズの（‘bite-sized’）説明を追加する（参考情報：子ども向けプライバシーポリシーの例：①[RoosterMoney](#) ②[Yoti](#) ③[LEGOのキャラクターを使った子ども向けのクッキーに関する説明動画](#)）
5. データの有害な使用:子どもの健康に悪影響を及ぼすことが明らかになっている方法、または業界の実践規範、その他の規制条項、政府の助言に反する方法で、子どもの個人情報を使用しない

英国のChildren's Code③

● 透明性についての年齢毎の推奨事項①

0-5歳（読み書きの前段階と読み書き能力の初期段階）	・ UK GDPRの13条および14条で要求されている完全なプライバシー情報を、保護者に適した形式で提供する。 ・ 子どもがデフォルトの高いプライバシー設定を変更しようとした場合、そのままにしておくか、親または信頼できる大人の助けを借りるよう、音声またはビデオで指示する。
6-9歳（小学校の中心的な年齢）	・ UK GDPRの13条および14条で要求されている完全なプライバシー情報を、保護者に適した形式で提供する。 ・ 保護者向けの資料と並行して、漫画、ビデオ、音声の資料を提供する。サービスにおけるオンライン・プライバシーの基本概念、提供するプライバシー設定、誰が何を見ることができるか、情報の権利、自分の情報を管理する方法、他人のプライバシーを尊重することについて説明する。事業者のサービスの基本や仕組み、保護者が事業者に期待すること、事業者が保護者に期待することを説明する。 ・ 保護者が子どもと一緒に使えるように、プライバシーの概念やサービスにおけるリスクについて説明するためのリソースを提供する。保護者が子どもと一緒に利用できるリソースを提供し、事業者のサービスの基本や仕組み、子どもが事業者に期待できること、事業者が子どもに期待することを説明する。 ・ 子どもがデフォルトの高いプライバシー設定を変更しようとした場合、自分の情報がどうなるのか、またそれに伴うリスクについて、漫画、ビデオ、音声の資料を用いて説明する。設定を変更する前に、そのままにしておくか、親や信頼できる大人の助けを借りるよう伝える。

英国のChildren's Code④

● 透明性についての年齢毎の推奨事項②

10-12歳 (移行期)	・ UK GDPR13条および14条で要求される完全なプライバシー情報を、保護者に適した形式で提供する。 ・ UK GDPR13条および14条で要求されているプライバシー情報を、この年齢層の子どもに適した形式で完全に提供する。子どもたちが、文章と映像・音声のどちらかを選択できるようにする。子どもたちが、個々のニーズに応じて、（より高い年齢層またはより低い年齢層向けに開発された資料に）表示する情報を拡大または縮小する選択肢を与える。 ・ 子どもがデフォルトの高いプライバシー設定を変更しようとした場合、自分の情報がどうなるのか、またそれに伴うリスクについて、書面、漫画、ビデオ、音声の資料を用いて説明する。設定を変更する前に、そのままにしておくか、親や信頼できる大人の助けを借りるよう伝える。
13-15歳 (10代前半)	・ UK GDPRの13条および14条で要求される完全なプライバシー情報を、この年齢層に適した形式で提供する。子どもたちが、文章と映像・音声のどちらかを選択できるようにする。子どもたちが、個々のニーズに応じて、（より高い年齢層またはより低い年齢層向けに開発された資料に）表示する情報を拡大または縮小する選択肢を与える。 ・ 子どもがデフォルトの高いプライバシー設定を変更しようとした場合、自分の情報がどうなるのか、関連するリスクについて説明した書面、ビデオ、音声資料を提供する。懸念があったり、説明されたことが理解できない場合は、親や信頼できる大人に助けを求め、設定を変更しないよう促す。 ・ 子ども向けの情報と並行して、保護者に適した形式で完全な情報を提供する。
16-17歳（成人に近づく時期）	・ この年齢層に適した形式で十分な情報を提供する。文章とビデオ・音声のどちらかを選択できるようにする。子どもたちが、個々のニーズに応じて、（より高い年齢層またはより低い年齢層向けに開発された資料に）表示する情報を拡大または縮小する選択肢を与える。 ・ 子どもが、デフォルトの高いプライバシー設定を変更しようとした場合、自分の情報がどうなるのか、関連するリスクについて説明した書面、ビデオ、音声資料を提供する。。懸念があったり、説明されたことが理解できない場合は、大人や信頼できる情報源を確認し、設定を変更しないよう促す。 ・ 子ども向けの情報と並行して、保護者に適した形式で完全な情報を提供する。

英国のChildren's Code⑤

● 15の基準 (2)

6. ポリシーとコミュニティ・スタンダード:公開されている規約、ポリシー、コミュニティの基準を遵守すること
7. デフォルト設定：設定は、デフォルトで「高プライバシー」でなければならない（ただし、子どもの最善の利益を考慮して異なるデフォルト設定を行うことのやむを得ない理由を示すことができる場合を除く）
8. データの最小化：子どもが積極的かつ意識的に関与するサービスの要素を提供するために、必要最小限の個人データのみを収集・保持すること。子どもがどの要素を有効にしたいか、個別に選択できるようにする
9. データの共有：子どもの最善の利益を考慮し、やむを得ない理由を示すことができない限り、子どものデータを開示しない
10. ジオロケーション：**地理位置情報の追跡オプションをデフォルトでオフにする**（ただし、子どもの最善の利益を考慮して、地理位置情報をデフォルトでオンにすべきやむを得ない理由を示すことができる場合を除く）。位置情報の追跡が有効な場合は、子どもにもわかるようなサインを出す。子どもの位置情報が他人に見えるようなオプションは、各セッション終了時にデフォルトで「オフ」に戻すこと

英国のChildren's Code⑥

● 15の基準 (3)

11. 保護者コントロール：保護者コントロールを提供している場合は、子どもの年齢に応じた情報を提供する。オンラインサービスで、親等が子どものオンライン活動を監視したり、子どもの居場所を追跡することができる場合は、子どもが監視されていることが一目でわかるようにする
12. プロファイリング：**プロファイリング**を使用するオプションを**デフォルトで「オフ」**にする（ただし、子どもの最善の利益を考慮して、デフォルトでプロファイリングをオンにするための説得力のある理由を示すことができる場合を除く）。プロファイリングを許可するのは、有害な影響（特に、健康や福祉に悪影響を及ぼすコンテンツの提供）から子どもを保護するための適切な措置を講じている場合に限る
13. ナッジ技術：ナッジ技術を使用して、**子どもが不必要な個人情報を提供するように誘導・奨励したり**、プライバシー保護を弱めたりオフにしたり**しない**
14. コネクテッドトイおよびデバイス：コネクテッドトイやデバイスを提供する場合は、本コードへの準拠を可能にする効果的なツールを含める
15. オンラインツール：子どもたちがデータ保護の権利を行使したり、懸念事項を報告したりするのに役立つ、目立つアクセス可能なツールを提供する

California Age-Appropriate Design Code Act①

- **米国カリフォルニア州法：18歳未満**の子どもがアクセスする可能性の高いオンラインサービス、製品、または機能を提供する事業者に関する包括的な義務を定める。**英国のChildren's Code**に影響を受けたものである。企業の具体的な義務を定める1798.99.31.は、**2024年7月1日**に施行される予定とされていたが、前述のとおり**法律の失効停止の仮差止め**が認められている状況
- **1798.99.29.**
 - 立法府は、子どもを特に対象としたオンライン製品およびサービスのみならず、**子どもがアクセスする可能性が高いすべてのオンライン製品およびサービス**において、子どもを保護することが望ましいことを宣言し、以下の事項を確認する
 - (a) 子どもがアクセスする可能性のあるオンラインサービス、製品、または機能を開発し提供する企業は、当該オンラインサービス、製品、または機能を設計、開発、提供する際に、**子どもの最善の利益**を考慮すべきである
 - (b) 商業的利益と子どもの最善の利益との間に矛盾が生じた場合、**企業は、商業的利益よりも子どものプライバシー、安全、および幸福を優先すべき**である

California Age-Appropriate Design Code Act②

● 1798.99.31.

- (a) 子どもがアクセスする可能性の高いオンラインサービス、製品、または機能を提供する事業者は、以下のすべての措置を講じるものとする
- (1) (A)新しいオンライン・サービス、製品、または機能が一般に提供される前に、子どもがアクセスする可能性があるオンライン・サービス、製品、または機能について**データ保護影響評価**を完了し、オンライン・サービス、製品、または機能が子どもがアクセスする可能性がある限り、この評価の文書を保持すること。事業者は、**2年に1度**、すべてのデータ保護影響評価を見直すものとする
 - (2) (1) で要求されたデータ保護影響評価で特定された事業者のデータ管理慣行から生じる子どもへの重大な不利益のリスクを文書化し、オンラインサービス、製品、または機能が子どもによってアクセスされる前にそのリスクを軽減または排除する時限計画を作成すること
 - (3) 司法長官による書面による要請から**3営業日**以内に、事業者が完了したすべてのデータ保護影響評価のリストを法務長官に提供すること
 - (4) (A)(1)に従って完了したデータ保護影響評価について、司法長官の書面による要求に従って、**5営業日**以内にデータ保護影響評価を利用できるようにすること

California Age-Appropriate Design Code Act③

● 1798.99.31.

- (a) 子どもがアクセスする可能性の高いオンラインサービス、製品、または機能を提供する事業者は、以下のすべての措置を講じるものとする
- (5) 事業者のデータ管理慣行から生じるリスクに適した**合理的なレベルの確実性**をもって、子どもの利用者の**年齢を推定**するか、子どもに与えられるプライバシーおよびデータ保護をすべての消費者に適用すること
 - (6) オンラインサービス、製品、または機能によって子どもに提供されるすべての**デフォルトのプライバシー設定**を、事業者が別の設定が子どもの最善の利益となるという説得力のある理由を実証できない限り、**高いレベルのプライバシー**を提供する設定にすること
 - (7) プライバシーに関する情報、利用規約、ポリシー、コミュニティ・スタンダードは、当該オンライン・サービス、製品、機能にアクセスする可能性のある**子どもの年齢に適した明確な表現を用いて、簡潔かつ目立つように**提供すること
 - (8) 親や保護者、その他の消費者が子どものオンライン活動を監視したり、子どもの位置を追跡したりできるオンラインサービス、製品、機能の場合、**子どもが監視または追跡されていることを子どもに明らかに知らせる**
 - (9) プライバシーポリシーや子どもに関するポリシーなど、事業者が定める公開された条件、ポリシー、コミュニティスタンダードを遵守すること
 - (10) 子ども、場合によってはその保護者が**プライバシー権を行使し、懸念を報告することを支援するための、顕著で、アクセス可能で、かつ、迅速な手段**を提供すること

California Age-Appropriate Design Code Act④

● 1798.99.31.

(b) 子どもがアクセスする可能性のあるオンラインサービス、製品又は機能を提供する事業者は、**次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない**

(1) **子どもの身体的、精神的、または福利に重大な悪影響を及ぼす**と事業者が知っているか、知るべき理由がある**方法で、子どもの個人情報を使用**すること

(2) 次の両方の基準を満たさない限り、**子どもをデフォルトでプロフィール**すること

(A) 事業者は、子どもを保護するための適切なセーフガードを実施していることを証明できる

(B) 以下のいずれかに該当すること

(i) プロファイリングは、要求されたオンラインサービス、製品、または機能を提供するために必要であり、子どもが積極的かつ故意に関与しているオンラインサービス、製品、または機能の側面に関してのみ行われる場合

(ii) プロファイリングが子どもの最善の利益につながるという説得力のある理由を事業者が証明できる場合

(3) 子どもが積極的かつ意図的に関与するオンラインサービス、製品、または機能の提供または1798.145 (a) の (1) ～ (4) に記載されているもののために**必要でない個人情報**を収集、販売、共有、または保持する場合（その個人情報の収集、販売、共有、保持がそのオンラインサービス、製品、または機能にアクセスするであろう子どもにとって最大の利益となるとの説得力ある理由を事業者が証明できる場合を除く）

California Age-Appropriate Design Code Act⑤

● 1798.99.31.

- (b) 子どもがアクセスする可能性のあるオンラインサービス、製品又は機能を提供する事業者は、**次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない**
- (4) エンドユーザが子どもである場合、個人情報の使用が子どもの最善の利益となるという説得力のある理由を事業者が証明できない限り、**個人情報収集された理由以外の理由で個人情報を使用すること**
 - (5) 正確な位置情報の収集が、要求されたサービス、製品、または機能を提供するために事業者が厳密に必要であり、正確なジオロケーション情報の収集がサービス、製品、または機能の提供に必要である限られた期間のみである場合を除いて、**デフォルトで子どもの正確な位置情報を収集、販売、または共有すること**
 - (6) **正確な位置情報が収集されていることを、その収集期間中、子どもに明らかに示すことなく、子どもの正確な位置情報を収集すること**
 - (7) **ダークパターンを使用して、そのオンラインサービス、製品、または機能を提供するために合理的に期待される以上の個人情報を提供し、プライバシー保護を見送るように、または事業者が子どもの身体的健康、精神的健康、または幸福にとって著しく有害であることを知っているか、知る理由がある何らかの行動を取るよう子どもを誘導または奨励すること**
 - (8) **年齢または年齢幅を推定するために収集した個人情報を他の目的に使用したり、年齢を推定するために必要な期間よりも長くその個人情報を保持したりすること。年齢保証は、オンライン・サービス、製品、又は機能のリスク及びデータ実務に比例するものでなければならない**

欧州の執行事例紹介

- アイルランド当局は、**2022年9月15日**にInstagramを運営する**Meta Platforms Ireland Limited**に対して、子どもの個人データの処理（特に、Instagramのビジネスアカウント機能を利用した子どものメールアドレス/電話番号の公開と、子どものInstagram個人アカウントのデフォルトでの公開設定）について、**4億500万ユーロ（1ユーロ143円計算で約580億円）**の巨額な制裁金を課すとともに[是正措置を命令](#)
- アイルランド当局は、**2023年9月1日**、**TikTok Technology Limited (TTL)** に対する調査に関する最終決定を採択して、**3億4,500万ユーロ**の制裁金を[課した](#)。理由は、デフォルトによる子供のコンテンツ等の公開が、データ保護バイデザイン・デフォルト（**GDPR25条**）や安全管理措置義務（**GDPR24条**）等に違反することや情報提供の義務（**GDPR12条・13条**）違反やダークパターンについての公正性の原則(**GDPR5条1項(a)** 違反) 等を含む
- リトアニア当局は、**2022年9月30日**に、キャンプ主催団体が、子どもの写真・ビデオ撮影についての同意取得が**GDPR**の要件を充足した有効なものではないとして[是正措置を命令](#)
- イタリア当局は、**13歳未満**の利用を禁止し、**18歳未満**は保護者同意を要すると利用規約で定めながら年齢確認をせずに子どもにチャットボットアプリを利用させていた事業者に対して、**GDPR**上の個人データの適法化根拠を欠くなどとして、[個人データの処理を制限する命令](#)

4.

その他の国の状況について

その他の国の状況

- **中国**では、**14歳**未満の未成年者のデータが、インドネシアでは、子どものデータが**センシティブデータ**とされており、**影響評価**を要求
- **韓国**では、**14歳未満**の未成年者の個人情報の処理について法定代理人の同意取得が必要であり、理解しやすい形式で明確かつ分かりやすい言葉で個人情報の処理に関する通知を行わなければならないとの義務あり
- ブラジルでは、**18歳**未満の未成年者の個人情報の処理に原則同意を要求
- 他の法域では、処理に同意が必要な場合（特に同意主義の国で注意）には、親権者等の同意が必要になる。年齢は各国で異なる。以下例示する
 - － 日本：対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきであるが、一般的には**12歳から15歳**までの年齢以下の子ども（委員会Q&A）
 - － GDPR：**16歳**未満（加盟国は**13歳**を下回らなければより低い年齢にできる）
 - － タイ：**10歳**未満は親権者のみの同意。**20歳**未満は未成年者に能力がないものは、両者の同意

5.

日本法への示唆

日本法の現状

- 日本においては、ガイドライン上、未成年者の同意能力がない場合は親権者・法定代理人の同意を得るべきことが記載されている（個人情報保護委員会ガイドライン（通則編）2-16）
- なお、個人情報保護委員会のQA1-62では、「法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。」としている
- その他権利行使を未成年者に代わって行う存在として親権者・法定代理人が登場している
- 適正取得義務（20条）にあたり子どもの判断能力を問題とする記述が存在する
- ✓ 個人情報保護委員会ガイドライン（通則編）3-3-1の個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例の事例1として、「十分な判断能力を有していない子どもや障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合」というものが挙げられている。
- 他に子どもの保護に関する条文や個人情報保護委員会のガイドラインは存在していない状況

日本法への示唆①

- グローバルの動向を踏まえると、日本においても今後検討が進むことが想定され、法改正で欧米の動向を踏まえた条文を加えることも考えられるが、ガイドライン等による義務付けや推奨によって一定の措置がとられる可能性があり得る。たとえば、一例として、以下のような対応はあり得るかもしれない
- ✓ 子どもについて、基準となる年齢について**QA**にのみしか記載がないという現状を改め、より精緻に検討してガイドラインに記載する
- ✓ 利用目的の通知・公表義務（**21条**）や保有個人データに関する公表等事項（**32条**）について、子どもに分かりやすい記載を求めることを明記し、その記載例を追記することが考えられる
- ✓ 適正取得義務（**20条**）については、子どもからのナッジ技術を使った情報取得等の具体例を充実させることが考えられる

日本法への示唆②

- ✓ 不適正利用禁止義務（19条）：子どもに悪影響を及ぼすことが明らかになっている方法等の具体例の追加を行うことが考えられる。不適正利用禁止義務については、事業者への萎縮効果防止のため、伝家の宝刀として相当限定的な場合にしか適用されないことが想定されてはいるため、ここでベストプラクティスのような望ましいものを入れるというのはなじまないと考えられ、またあらゆる事例を予想してあらかじめガイドラインに記載しておくことは非現実的ではあるため限界はあるが、子どもの保護の重要性を示す一つの現われにはなるかもしれない（**プライバシー権侵害と不適正利用の関係性**についても注目）
- ✓ PIA(DPIA)の導入：令和2年改正で自主的取組みとすることになり、条文化は見送られているが、望ましい取組みとされており、特に子どもの個人情報を取り扱う場合については実施が望ましいことを明記したり、英国のように実際のPIAの具体例を公表することが考えられる（2021年6月30日個人情報保護委員会「[PIAの取組の促進について－PIAの意義と実施手順に沿った留意点－](#)」）
- ✓ 子どもによる権利行使をしやすくする取組みについても、「開示等の請求等に応じる手続（法第37条関係）」に望ましい取組みとして記載することが考えられる
- ✓ 親権者その他の法定代理人の同意が法的に求められる場面での同意の取得方法についての必要な／望ましい取組みについて明記することが考えられる

日本法への示唆③

- 以上についてはガイドライン通則編に加筆する方法のほか、特別編として、子どもの保護に関するガイドラインを作り、**Q&A**を整備したり、事務局レポート等で海外を含めて先進的な企業の取組みを紹介することも一案
- 上記のような立法又は当局による手当てにより規制が導入されることを待たずして、日本企業としても、欧米の規制の適用を受ける場合は勿論、そうでなくても、子どもに配慮した取組みを行うことで消費者の信頼を得やすいサービスとなり、また、炎上リスク等も低減することができると考えられる
- 一案として、以下のような**TO DO**が想定されるが、これに限られるものではなく、また、その実施の際は、上記で紹介した欧米の各ルールや先進的な取り組みを研究することが有益
- ✓ 子どもの利益を第一に考える発想に立ち、個別サービスの提供にあたって必要最小限の個人情報の取得を行い、デフォルト設定で高プライバシーとなるようにサービスを設計する（特に、位置情報の収集・個人データの第三者提供・プロファイリングに留意する）
- ✓ 子どもがデータ主体である場合は、ナッジ技術その他のダークパターンを用いられていることがないかについて、通常の場合よりも、特に留意する

日本法への示唆④

- ✓ 子どもが理解しやすいプライバシーポリシー・プライバシーダッシュボード等（子どもが権利を行使しやすいツールの提供を含む）を公表する。重要な場面では、ジャストインタイム通知を行う(親等の大人が子どもを監視している場合はこれを子どもに理解させるための通知を行うことを含む)
- ✓ 自社サービスにおいて基準となる子どもの年齢について検討する
- ✓ ユーザの年齢を推定するための手段についてリスクベースで検討する
- ✓ 親権者その他の法定代理人の同意が法的に求められる場面での同意の取得方法について慎重に検討する
- ✓ 子どもの個人情報を取り扱う場合には、PIAをあらかじめ実施して、リスクがあれば低減策を検討することで、子どもに悪影響を及ぼす可能性が高いようなサービスが提供されることを防止する